

高津区二次（福祉）避難所ネットワーク部会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高津区防災ネットワーク会議設置要綱第5条の規定に基づき、高津区における災害時の一次避難所での避難生活で何らかの特別な配慮を要する高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要援護者（以下「災害時要援護者」という。）の支援について必要な対策を図るため、高津区二次（福祉）避難所ネットワーク部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- （1）災害時要援護者の避難施設（二次避難所）設置運営に関する協議、検討及び情報共有に関すること。
- （2）災害時要援護者の避難施設（二次避難所）設置運営訓練に関すること。
- （3）災害時要援護者の避難支援に関すること。
- （4）その他必要な事項

（構成等）

第3条 部会は、高津区内の福祉施設、協力関係機関及び行政で構成する。

- 2 部会に部会長を置き、高津福祉事務所長をもって充てる。
- 3 部会長に事故あるとき、または欠けたときは、部会長が指名する者を選任する。
- 4 部会長は、必要と認める場合は、部会に関係者・関係職員を出席させることができる。

（会議）

第4条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

（事務局）

第5条 部会の事務局は、高津区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課及び児童家庭課に置く。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項については、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月27日から施行する。